

第 13 回

定時株主総会 招集ご通知

■ 日時


2023年4月26日（水曜日）午前10時
受付開始 午前9時30分

■ 場所

千葉県市川市市川一丁目3番14号
山崎製パン企業年金基金会館 3階

■ 決議事項

第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役5名選任の件



ストレージ王

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主様には可能な限り書面又はインターネット等による事前の議決権行使をお願い申し上げます。また、当日までの流行状況やご自身の健康状態にご留意いただき、ご来場される場合は、会場でのマスク着用、アルコール消毒、検温にご協力をお願い申し上げます。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合には、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたします。
(<https://www.storageoh.co.jp>)
- ・本株主総会会場におきまして、感染予防のための措置を講じる場合がございますので、その際にご協力のほどお願い申し上げます。

株式会社ストレージ王

証券コード：2997

証券コード 2997
2023年4月11日
(電子提供措置開始日 2023年4月5日)

株 主 各 位

千葉県市川市市川南一丁目9番23号
株式会社ストレージ王
代表取締役社長 **荒川 滋郎**

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

なお、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、開催日時点での流行状況やご自身の健康状態を考慮いただき、当日の出席についてご検討いただきますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第13回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.storageoh.co.jp/ir/news/>

また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、当社ウェブサイトが閲覧できない場合は、下記の東証ウェブサイトにアクセスし、銘柄名（ストレージ王）又は証券コード（2997）をご入力のうえ検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択してご確認くださいようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年4月25日（火曜日）午後5時50分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

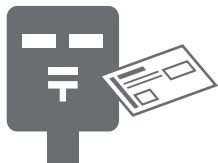
1. 日 時 2023年4月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所 千葉県市川市市川一丁目3番14号
山崎製パン企業年金基金会館3階
3. 目的事項
報告事項 第13期（2022年2月1日から2023年1月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役5名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにも修正内容を掲載させていただきます。

■ 議決権行使に関するご案内



書面により議決権を行使される方へ

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご投函ください。

各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。

【2023年4月25日（火曜日）午後5時50分到着分まで有効】



インターネットにより議決権を行使される方へ

議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしてご行使ください。

議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

【2023年4月25日（火曜日）午後5時50分受付分まで有効】



当日出席される方へ

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

（受付開始：午前9時30分）

資源節約のため本招集ご通知をご持参ください。

1. 株主総会当日、代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する他の株主様1名に委任することができます。この場合は、株主様ご本人の議決権行使書とともに、代理権を証する書面をご提出ください。
2. インターネットにより複数回数、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
3. 書面とインターネットの両方で議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたしません。

インターネットによる議決権行使のご注意事項

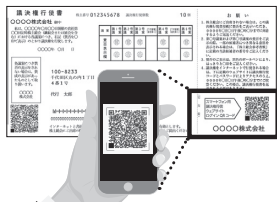
- パソコン、スマートフォンをご利用いただけます。
インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- 携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。
- インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードが必要となります。今回ご案内するパスワードは、本株主総会に関するのみ有効です。なお、パスワードは一定回数以上間違えますとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行を希望される場合は、議決権行使サイトの画面の案内に従って手続きください。
- インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金、通信料等）は、株主様のご負担となります。

● インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

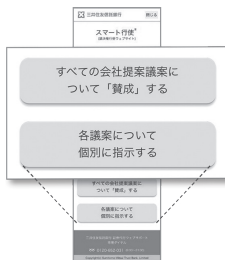
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

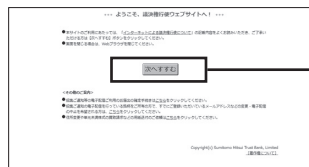
※書面とインターネットの両方で議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

※インターネット等により複数回議決権をご行使された場合、又はパソコンとスマートフォンで重複して議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効として取り扱わせていただきます。

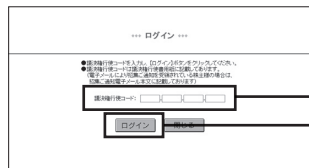
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

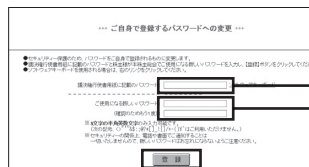
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社はトランクルームの開発、運営を主要な業務としておりますが、将来の事業活動の多様化に備えるため、現行定款第2条（目的）に事業目的の追加を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
第1条 (条文省略)	第1条 (現行のとおり)
第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～4. (条文省略) 5. 不動産の売買、賃貸管理及びその仲介 6. 不動産賃貸事業 (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) 7. <u>リサイクル及び古物売買に関する事業</u> 8. <u>損害保険代理業及び生命保険の募集業</u> 9. <u>フランチャイズ事業</u> 10. <u>経営コンサルタント業</u> 11. <u>前各号に付帯関連する一切の事業</u>	第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～4. (現行のとおり) 5. <u>不動産の開発、投資、売買、賃貸管理及びその仲介</u> 6. (現行のとおり) 7. <u>土木建築工事の設計、管理</u> 8. <u>不動産の鑑定、コンサルタント</u> 9. <u>不動産特定共同事業法に基づく事業</u> 10. <u>特定目的会社、特別目的会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社）及び不動産投資信託に対する出資並びに出資持分の売買、仲介及び管理</u> 11. <u>ビル及び住宅の関連機器、内装材等建物関連資材の製造、販売、賃貸並びにその仲介</u> 12. <u>インターネットを活用した情報提供サービス</u> 13. <u>第二種金融商品取引業</u> 14. <u>リサイクル及び古物売買に関する事業</u> 15. <u>損害保険代理業及び生命保険の募集業</u> 16. <u>フランチャイズ事業</u> 17. <u>経営コンサルタント業</u> 18. <u>前各号に付帯関連する一切の事業</u>

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、企業価値の継続的向上及び取締役会の適切な構成を図るべく、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の選定にあたっては、指名・報酬諮問委員会への諮問を経て取締役会で決定しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位・担当等	出席回数/ 取締役会
1 <input type="checkbox"/> 再任	あらかわ じろう 荒川 滋郎	代表取締役社長	19回/19回 (100%)
2 <input type="checkbox"/> 再任	さかぐち りょういち 坂口 亮一	取締役営業部長	19回/19回 (100%)
3 <input type="checkbox"/> 再任	みずむら けんじ 水村 健次	取締役管理部長	19回/19回 (100%)
4 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外	かねひら まこと 兼平 慎	社外取締役	17回/19回 (89.4%)
5 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外	あつき すすむ 厚木 進	社外取締役	18回/19回 (94.7%)

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、全ての取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、各候補者の再任が承認された場合に、各氏との間で当該保険契約を継続する予定であり、任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。
3. 上記の取締役会出席回数に記載の回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

候補者
番号

1

あら かわ

荒川

じ ろう

滋郎

1960年5月6日生

再任

■ 所有する当社の株式の数： 0株 | 取締役会出席状況：19回/19回（100%） 在任年数：4年

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月 新日本製鐵株式会社（現日本製鉄株式会社）入社

1988年 12月 株式会社パルコ入社

2009年 1月 寺田倉庫株式会社入社

2016年 7月 株式会社デベロップ入社

2019年 4月 当社代表取締役社長就任（現任）

■ 取締役候補者とした理由

荒川滋郎氏は、不動産業界における長い経験と経営者としての経験・実績・見識を有していることから、リーダーシップを発揮し、引き続き当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、当社の取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

さか ぐち

坂口

りょういち

亮一

1975年6月15日生

再任

■ 所有する当社の株式の数： 0株 | 取締役会出席状況：19回/19回（100%） 在任年数：7年10ヶ月

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1999年 4月 タイガー魔法瓶株式会社入社

2003年 9月 株式会社ティエラコム入社

2007年 1月 株式会社マウンテン・ルーツ入社

2007年 10月 医療法人社団稜歩会入社

2015年 4月 株式会社デベロップ入社

2015年 6月 当社取締役就任（現任）

2019年 12月 当社営業部長就任（現任）

■ 取締役候補者とした理由

坂口亮一氏は、セルフストレージ業界に精通しており、その経験と実績を生かし、現在営業部門を統括しております。これらの知見や能力を基礎として、当社の取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

みず むら

水村

けん じ

健次

1955年8月6日生

再任

所有する当社の株式の数： 0株

取締役会出席状況：19回/19回（100%）

在任年数：1年10ヶ月

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 9月 日本抵抗器販売株式会社入社
1986年 3月 株式会社エスコム入社
1988年 3月 株式会社パルコ入社
2007年 12月 鴻池運輸株式会社入社
2020年 8月 コウノイケ・コーポレートサービス株式会社入社
2021年 6月 当社取締役、管理部長就任（現任）

取締役候補者とした理由

水村健次氏は、企業の管理部門の豊富な経験や見識を有しており、その経験と実績を活して、現在当社の管理部門を統括しております。これらの知見や能力を基礎として、当社の取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4

かね ひら

兼平

まこと

慎

1954年10月7日生

社外

再任

所有する当社の株式の数： 0株

取締役会出席状況：17回/19回（89.4%）

在任年数：2年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年 3月 株式会社乃村工藝社入社
2011年 5月 同社執行役員事業開発本部長
2017年 3月 同社常務執行役員第3事業本部副本部長
2019年 3月 同社常務執行役員万博・IR準備室長
2021年 4月 当社社外取締役就任（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

兼平慎氏は、企業経営における豊富な経験や建築、デザイン等に関する幅広い見識を有しており、当社の発展に必要なご意見や助言をいただけるものと期待できるため、引き続き社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し選任をお願いするものであります。

候補者
番号

5

あつ き
厚木

すすむ
進

1953年6月29日生

社外

再任

■ 所有する当社の株式の数： 0株 | 取締役会出席状況：18回/19回（94.7%） 在任年数：1年5ヶ月

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年 4月 大蔵省入省
2004年 7月 金融庁検査局審議官
2009年 7月 関東財務局長
2010年 7月 経済産業省貿易経済協力局長
2012年 11月 株式会社日本総合研究所顧問
2013年 6月 日本郵政株式会社執行役員副社長
2014年 6月 同社取締役兼代表執行役員副社長
2017年 9月 カーディフ生命保険株式会社社外監査役（現任）
2021年 11月 当社社外取締役就任（現任）

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

厚木進氏は、行政官としての重要役職の歴任や他社の代表執行役等の経験を有しており、当社のコーポレートガバナンス強化への寄与が期待できるため、また、指名・報酬諮問委員会委員長としての役割も果たしていただいておりますので、引き続き社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 兼平愼氏及び厚木進氏は、社外取締役候補者であります。
2. 兼平愼氏及び厚木進氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。各候補者の再任が承認可決された場合、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定です。
3. 当社と兼平愼氏、厚木進氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

事業報告

(2022年2月1日から
2023年1月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度（2022年2月1日～2023年1月31日）における我が国経済は、Withコロナに向けた新たな段階への移行、ウクライナ情勢の長期化、海外における金融環境のタイト化、インフレ圧力、円安基調の継続など、国際情勢や金融情勢に重大な影響を及ぼす事象が多く存在し、景気の先行きは依然として不透明な状況であります。

このような環境下において、当社は2022年4月に東証グロース市場に上場しました。事業においては、都心部におけるトランクルーム需要は引き続き堅調であること、不動産投資家も、ホテル物件などの購入検討が難しくなる状況下で、ボラティリティの少ないトランクルーム案件への投資が積極的であることから物件の開発を進めてまいりました。

こうしたなか、当社は2022年2月に埼玉県八潮市に「八潮大曽根」、同年3月に山口県宇部市に「宇部昭和町」、茨城県猿島郡に「境町」、熊本県八代市に「八代西片」、同年4月に茨城県石岡市に「石岡北府中」、千葉県佐倉市に「ユーカリが丘」、同年7月に岡山県津山市に「津山院庄」、同年11月に岡山県倉敷市に「倉敷亀島」、同年12月に栃木県栃木市に「栃木藤岡」、「R9 OFFICE GARAGE藤岡」、岡山県倉敷市に「倉敷平田」、2023年1月に東京都新宿区に「江戸川橋」、世田谷区に「尾山台」、千葉県市川市に「本八幡」の各トランクルームを開業いたしました。このうち、「宇部昭和町」、「境町」、「八代西片」、「石岡北府中」については、その他の関係会社である株式会社デベロップの運営するレスキューホテル「R9ザ・ヤード」に隣接する出店となります。また、「ユーカリが丘」は初の商業施設内出店であり、「R9 OFFICE GARAGE藤岡」は1階がガレージ、2階がオフィスのメゾネットタイプの賃貸ガレージ付きオフィスであります。

2022年11月には、トランクルーム開発、運営、保証事業を行う株式会社パルマと業務提携契約を締結しました。同社とはトランクルームの開発及び運営において連携してまいります。また、2023年1月には不動産ファンドオンラインマーケット「クリアル」を運営するクリアル株式会社と業務提携契約を締結しました。同社とはトランクルーム開発やファンド化で連携してまいります。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高3,065,728千円（前期比99.9%）、営業利益153,239千円（前期比99.7%）、経常利益148,879千円（前期比94.0%）当期純利益102,922千円（前期比83.1%）となりました。

(2) 設備投資の状況

当社が当事業年度に実施しました設備投資総額は、3,500千円であり、内容は上石神井トランクルームのレイアウト変更工事3,500千円であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度における資金調達は、2022年4月27日付で東京証券取引所グロース市場に当社株式を上場の上、公募により299,500株の新株式を発行しており、これにより181,856,400円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社が対処すべき課題といたしましては以下の課題であると認識しており、主なものとしては、新規出店による事業規模の拡大と経営基盤の強化、サービス向上による競争力、収益力の強化が挙げられます。

① 物件開発力の強化

既存事業拡大のためには、出店用地の確保、建設コストの抑制、集客力の強化が必要となります。出店用地の確保については、不動産業界における住宅系の新規開発が一部消極的になる中、既存の住宅系開発会社や仲介会社との連携などを密にしております。建設コスト抑制については、設計・施工を工夫することで検討・推進しております。

また、新規物件獲得、開発力強化に向けて開発部の人員強化も行う予定であります。

② 既存物件、新規物件の稼働率向上策

各物件の集客力の強化については、新規開業時に建設時の現地看板・チラシ等での販促、内覧会の開催等により、物件周辺での認知度を高める策を講じております。開店後期間が経過した案件であっても、稼働率が不十分な案件については、利用料や手数料を一定期間に限り割引引くキャンペーン等を行い集客の強化を推進し、稼働率向上に努めます。また、物件全般にホームページの活用やWEB上の広告掲載もしくは仲介サイト等を活用

して認知度を向上させてまいります。

③ 財務体質の改善と資金調達力の強化

当社が新規物件を開発する際には、必要な資金を安定的に調達することが重要となります。そのため複数の金融機関と親密な取引関係を維持し、資金調達を安定性と財務基盤の安全性を高めるように努めております。

なお、今後は、資金調達の多様化を図り、収益不動産であるトランクルーム開発に長期的に対応できる資金調達を行うことで企業としての財務体質強化を目指してまいります。

④ 新規事業（サービス）の拡大

新事業、新サービスとしては、2022年12月に栃木県栃木市にトランクルームに併設して1階がガレージ、2階がオフィスのメゾネットで構成された「R9 OFFICE GARAGE 藤岡」を開業いたしました。本案件は、地方における新たな起業やリモートワークなどに対応した新たなオフィス需要を取り込むものとして今後多店舗展開を検討しております。また、当社の不動産開発分譲事業としては、1億円前後の小規模案件として投資家の幅を広げる案件となります。2022年4月に千葉県ユーカリが丘の商業施設内に開業したトランクルームは当社初の商業施設内店舗となりますが、買物のついでに日用品の在庫を出し入れするなど、従来のトランクルームとは異なる利便性をお客様に提供できるものと思料しております。

⑤ 新規参入者・同業他社に対する施策

当社ビジネスモデルは特許権等により法的に他社を排除できる参入障壁を持っておらず、ビジネスモデル自体もシンプルなものであるため、新規参入者・同業他社による競争激化が起こる可能性があります。これに対し、当社としては、これまで作り上げた不動産仲介業者や各種金融機関との情報連携や物件情報に対する早急な投資判断などで開発力を強化してまいります。

不動産投資家のニーズへの対応としては、トランクルーム以外の不動産を投資対象とする不動産投資家も当社の取引先に多くみられることから、トランクルーム以外の不動産カテゴリーについても投資家のニーズに合わせた不動産の販売、仲介を行っていくことを目指しております。また、若者の車離れや高齢者の利用に備え、運送業者との連携による荷物の集配サービスの強化などお客様の利便性を高める取組みを強化してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2020年1月期 第10期	2021年1月期 第11期	2022年1月期 第12期	2023年1月期 (当期) 第13期
売 上 高	1,344,658 千円	1,134,447 千円	3,069,728 千円	3,065,728 千円
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	83,264 千円	△72,095	158,427	148,879 千円
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	49,547 千円	△68,990 千円	123,864 千円	102,922 千円
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失 (△)	32.05 円	△44.62 円	80.12 円	58.20 円
総 資 産	1,056,016 千円	1,209,810 千円	1,512,486 千円	1,819,733 千円
純 資 産	593,899 千円	525,602 千円	649,614 千円	918,455 千円
1株当たり純資産額	384.15 円	339.98 円	420.19 円	497.67 円

- (注) 1. 当社は、2022年1月12日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っております。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。
2. 2021年1月の当期純利益の減少要因は、新しい物件開発に関して新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて一時物件開発を休止し、秋以降に再開したため、新規物件のオープンが2件に止まったことが主な原因です。
3. 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

2022年4月27日付で東京証券取引所グロース市場に当社株式を上場するにあたり、当社株式の公募増資及び株式会社デベロップが当社株式の売出しを行ったこと等により同社は当社の親会社に該当しないこととなりました。

② 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

④ 特定完全子会社に関する事項
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（2023年1月31日現在）

事業区分	事業内容
トランクルーム運営管理事業	①コンテナ型とビルイン型のトランクルームを利用者に貸し出す運営管理サービス
トランクルーム開発分譲事業	①当社が開発したトランクルームやトランクルームの内装を投資家へ売却 ②トランクルーム以外の不動産の売買 ③トランクルームその他不動産のコンサルタント

(8) 主要な営業所

名称	所在地
本社	千葉県市川市市川南一丁目9番23号
岡山営業所	岡山県岡山市北区野田四丁目12番17号

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
20名	3名増加	48歳	4.56年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 期末日までの1年間において開発部に1名、営業部に2名の増員をしております。

(10) 主要な借入先 (2023年1月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社千葉銀行	391,079 千円
株式会社千葉興業銀行	251,580 千円
株式会社常陽銀行	46,640 千円
株式会社徳島大正銀行	26,664 千円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 6,000,000株

(2) 発行済株式の総数 1,845,500株

(3) 株主数 949名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社デベロップ	896,500 株	48.58 %
株式会社SBI証券	58,100	3.15
藤森 裕司	51,000	2.76
寺田倉庫株式会社	50,000	2.71
株式会社細谷工業所	50,000	2.71
株式会社九州リースサービス	39,000	2.11
藤本 茂	35,200	1.91
打田 保貴	24,000	1.30
株式会社アイ企画	22,500	1.22
山本 宏幸	21,000	1.14

(注) 持株比率は小数点第2位以下を、四捨五入して表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

		第1回新株予約権	第2回新株予約権
発行決議日		2019年5月31日	2020年1月27日
新株予約権の数		99個	85個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		当社普通株式 49,500株 (新株予約権1個につき500株)	当社普通株式 42,500株 (新株予約権1個につき500株)
新株予約権の発行価額		無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 120,000円	新株予約権1個当たり 320,000円
新株予約権の行使期間		2021年6月1日から 2029年5月31日	2021年6月1日から 2029年5月31日
役員 の 保 有 状 況	当社取締役(社外役員を除く)	2名 50個(25,000株)	3名 50個(25,000株)
	社外取締役	—	—
	監査役	—	—

- (注) 1. 退職等により権利を喪失したものについては記載しておりません。
2. 2022年1月12日付で普通株式1株につき500株の割合とする株式分割を行っており、上記は分割後の株式数となります。
3. 新株予約権の主な行使条件は、新株予約権者は権利行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、もしくは従業員であることを要するとするものです。ただし、取締役及び監査役が任期満了により退任した場合、又は従業員が定年により退職した場合はこの限りではなく、また、当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合にも行使することができます。
4. 当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合には、当該新株予約権を無償で取得できません。

(2) 当事業年度中に当社従業員等に職務の執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
荒川 滋郎	代表取締役社長	
坂口 亮一	取締役営業部長	
水村 健次	取締役管理部長	
兼平 慎	社外取締役	
厚木 進	社外取締役	カーディフ生命保険株式会社社外監査役
鈴木 恒雄	常勤社外監査役	株式会社GC&Cトレーニング代表取締役 ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社社外 監査役
井上 真一郎	社外監査役	弁護士法人三宅法律事務所パートナー ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社社外監査役
田中 公子	社外監査役	和洋女子大学看護学部非常勤講師 株式会社チャーム・ケア・コーポレーション社外取 締役

- (注) 1. 取締役のうち兼平慎、厚木進の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役、鈴木恒雄、井上真一郎、田中公子の3氏は社外監査役であります。
3. 当社は、兼平慎、厚木進、鈴木恒雄、井上真一郎、田中公子の5氏を東京証券取引所の定めに基づき独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の行為に関する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

なお、当該責任限定契約が定められるのは、当該社外取締役（業務執行取締役等でないものを除く。）又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が補填されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2022年4月28日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、当社の取締役の報酬等の内容は、株主総会において決議された報酬総額の限度内において、経営内容、世間水準、社員給与等のバランス及び責任の度合等を考慮して定めることとしております。また、その決定方法は、取締役については、指名・報酬諮問委員会にて取締役の職責や会社業績等を踏まえて上記方針に従い報酬等を審議・答申し、取締役会にて当該答申内容が上記方針に沿ったものであることを確認の上、当該答申内容を踏まえ決定しております。各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。

なお、取締役の報酬等の総額は、2019年7月1日開催の臨時株主総会において常勤取締役3名及び社外取締役2名で年額75,000千円以内、監査役の報酬額の総額は、2022年1月7日開催の臨時株主総会において社外監査役3名で年額25,000千円以内と決議されております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	39,620	39,620	—	—	3
社外取締役	4,200	4,200	—	—	2
社外監査役	9,000	9,000	—	—	3

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係

- ・取締役厚木進氏は、カーディフ生命保険株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、当社とカーディフ生命保険株式会社との間に特別な利害関係はありません。
- ・監査役鈴木恒雄氏は、株式会社GC&Cトレーニングの代表取締役、ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、当社と2社との間に特別な利害関係はありません。
- ・監査役井上真一郎氏は、弁護士法人三宅法律事務所パートナーとニッセイ・ウェルス生命保険株式会社社外監査役を兼務しておりますが、当社と2社との間には特別な利害関係はありません。
- ・監査役田中公子氏は、株式会社チャーム・ケア・コーポレーション社外取締役、和洋女子大学看護学部非常勤講師を兼務しておりますが、当社と株式会社チャーム・ケア・コーポレーション、和洋女子大学看護学部との間に特別な利害関係はございません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当する事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	兼 平 慎	当事業年度に開催された取締役会19回中17回に出席いたしました。企業経営に関する豊富な経験や建築やデザインに関する幅広い見識により新規事業のプロジェクト展開等について、経営全般の観点から質問・意見等の発言を適宜行うことにより、当社の経営に対して監督、助言等を行っております。
取 締 役	厚 木 進	当事業年度に開催された取締役会19回中18回に出席いたしました。行政官としての豊富な経験、見識並びに経営・経済に関する幅広い見地から当社の経営全般に対する様々な指導や取締役の職務執行に対する監督、助言等を行っております。また、指名・報酬諮問委員会委員長として、独立的な視点で取締役会の経営監視機能を強化する役割も果たしております。
監 査 役	鈴 木 恒 雄	当事業年度に開催された取締役会19回中19回全て、監査役会13回中13回全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、証券取引等監視委員会統括検査官などを歴任する中で培われた会社経営、金融に関する専門知識及び豊富な経験により、常勤監査役として取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する監督機能の実効性を強化する役割を果たしております。
監 査 役	井 上 真一郎	当事業年度に開催された取締役会19回中18回、監査役会13回中13回全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から意見や指摘を述べております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、取締役会の経営監視機能を強化する役割も果たしております。
監 査 役	田 中 公 子	当事業年度に開催された取締役会19回中19回全て、監査役会13回中13回全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、上場企業で培われた豊富な経験と高い見識により客観的、専門的な視点で取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任大有監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,200千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任大有監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任又は不信任に関する議案の内容を決定します。会計監査人が会社法第340条第1号各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの整備・強化を最も重要な経営課題のひとつと位置づけており、このコーポレート・ガバナンスの強化によって、当社の企業理念の実現と経営計画の達成、中長期的な企業価値の向上を果たすことを目指しております。また、経営の透明性、客観性の確保に努めるとともに、効率的かつ健全な経営のために、適切かつ迅速な意思決定の実行、意思決定に対する監視機能の強化、内部統制システム充実・強化など、活力と柔軟性を軸としたマネジメントシステムの構築を進めております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しています。取締役会が迅速かつ適正に重要業務の執行の決定と個々の取締役の職務執行の監督を行い、監査役会は公正かつ独立の立場から監査しております。

当社は、この体制が当社の持続的発展、持続的な株主価値の向上に有効であると考えております。

イ. 取締役会

当社の取締役会は、取締役5名（うち2名は社外取締役）で構成され、毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて随時、臨時取締役会を開催し、相互に取締役としての職務執行を監督し、経営判断の原則に基づき迅速に意思決定を行っております。当該取締役会には監査役3名（社外監査役）も出席し、職務の執行状況について、法令・定款に違反しないかのチェックを行うとともに、必要に応じて意見を述べております。

ロ. 監査役会

当社は監査役会設置会社であり、2023年1月31日時点の監査役会は、鈴木恒雄（常勤社外監査役）、井上真一郎（社外監査役）及び田中公子（社外監査役）の3名で構成されており、全員が社外監査役であります。監査役会は、その決議により、鈴木恒雄を常勤監査役及び監査役会の議長として選定しております。監査役会は、コーポレート・ガバナンスの運営状況を監督し、取締役の職務執行を含む日常活動の業務監査及び会計監査を行っております。また、内部監査担当者の報告を聴取し、代表取締役社長とも原

則として毎月1回意見交換を行っており、常時重要項目の協議を行っております。

ハ. 内部監査

当社は、小規模な組織体制であるため、独立した内部監査担当部署は置かず、管理部が内部監査を担当しております。管理部担当業務についての監査は、自己監査とならないよう営業部長が内部監査を行っております。

ニ. リスク・コンプライアンス委員会

リスク・コンプライアンス体制の基本として「リスク・コンプライアンス管理規程」を制定しております。また、代表取締役社長が委員長となり、リスク・コンプライアンス規程に定められた委員によって構成されるリスク・コンプライアンス委員会を四半期に1回開催しております。また、リスク・コンプライアンス委員会は、その活動報告を少なくとも半期に1度以上取締役会に報告します。これにより、リスク及びコンプライアンスに関する全社の方針、体制の維持・管理、コンプライアンスの推進を図っております。

ホ. 会計監査人

当社は、有限責任大有監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。

ヘ. 指名・報酬諮問委員会

指名・報酬諮問委員会は2021年11月1日の取締役会決議により設置を行いました。

なお、委員は取締役会で選任された役員（委員総数の過半数は社外役員）で構成され、当社取締役の指名、報酬及び報酬制度等について、取締役会の諮問に応じ助言及び提言を行い、公平性、透明性、客観性を強化しております。取締役厚木進（社外取締役）を委員長とし、監査役井上真一郎（社外監査役）、代表取締役社長荒川滋郎の2名を委員としております。開催は、必要により随時開催することとしております。

③ 企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備状況

当社は、法令及び定款を遵守し、社内規程並びに倫理規範を尊重する企業として、以下を内部統制システムに関する基本方針とします。

- イ. 取締役及び使用人（以下「取締役等」という）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合し、企業倫理を重んじ、かつ、社会的責任を果たすため「リスク・コンプライアンス管理規程」を取締役等に周知徹底する。
 - ・コンプライアンス管理の主管部門は管理部とする。また、当社のリスク・コンプライアンス体制を適切に運営管理するためにリスク・コンプライアンス委員会を設置する。
 - ・リスク・コンプライアンス委員会は、四半期に1回開催し、少なくとも半年に年1回以上リスク及びコンプライアンスに関する問題を取りまとめて取締役会へ報告する。この報告の中で、問題となった事項等については、必要に応じコンプライアンスに関する研修を行い意識の共有を図る。
 - ・組織、職制、指揮命令系統及び業務分掌等を定めた「業務分掌規程」、及び各職位の責任体制の運用に関する基本的事項を定めた「職務権限規程」に基づき、これらの規程に従い職務の執行がなされる体制を整備し、経営環境の変化に対応する。
 - ・連絡先を社内窓口は管理部、社外窓口は顧問弁護士に設定した「内部通報窓口」を設置し、社内の法令違反について適切な情報供給がなされる体制を構築する。内部通報窓口の存在の周知と、運用方法については「リスク・コンプライアンス管理規程」によって社内に周知し、相談者・通報者に対して不利益な取扱いは行わないこととする。
 - ・内部監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備し実施する。
- ロ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・「取締役会規則」に基づき、月1回の定時取締役会並びに、随時行う臨時取締役会において重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況についての情報を共有する。
 - ・予算制度に基づき、月次業績をタイムリーに把握し、必要に応じ対応策を検討・実施する。
- ハ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・取締役の職務執行状況の報告は、取締役会議事録等の文書（関連資料及び電子媒体等に記録されたものを含む以下「文書」という）に保存され、その情報の管理につ

いては、「文書管理規程」の定めるところによる。

二. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理担当責任者は管理部長とし、リスク管理の統括部門は管理部とする。リスク管理担当責任者並びに管理部は、「リスク・コンプライアンス管理規程」に基づき、事業全体のリスクを網羅的に把握・管理する体制（以下「リスク管理体制」という）の構築を行い、これを運用するリスク管理体制は、社会環境の変化に対応する。

ホ. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・社長は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要項目のひとつと位置づけ、財務報告の信頼性確保を推進する。
- ・財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐよう管理することで、内部統制が有効に機能する体制構築を図る。
- ・財務報告の信頼性を確保するために、内部監査人により、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を社長に報告する。

へ. 監査役監査の実効性を確保するための体制

- ・取締役等は、法定事項の他以下の事項を監査役に報告する。
 - ①当社の経営・業績に影響を及ぼす重要な事項
 - ②当社の内部監査部門の活動概要
 - ③当社の内部統制に関する活動概要
 - ④リスク・コンプライアンスホットラインの運用・通報の状況
- ・監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べる。
- ・監査役の職務の執行について生ずる弁護士、公認会計士等に対する費用の前払その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、監査役の職務に必要なと認められる場合を除き、会社がこれを負担する。
- ・監査役は、代表取締役、会計監査人、内部監査人と定期的な会議等を持ち、また監査役と内部監査人・会計監査人との十分な連携を図ることにより、監査が実効的に行われるための体制を整備する。

- ・ 監査役は稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ取締役等に対し、その説明を求めることができる。

ト. 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及び反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関わりを持たないことを方針とするとともに、不当な要求等を受けた場合は警察等と連携し、毅然とした態度で臨み、断固として拒否する。

b. 内部統制システムの運用状況の概要

上記に掲げた内部統制システムの施策及び規程に従って、具体的な取組みを行うとともに、内部統制システムの運用状況について重要な不備がないかのモニタリングを常時行っております。併せて、当社の各部門に対して、コンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備するために、個人情報保護、インサイダー取引防止等に関する教育及び研修を実施しております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な課題として認識しており、中長期的な視点で、利益の再投資を通じた株主価値向上を図るとともに、事業環境や業績、財務状況などを総合的に勘案したうえで、配当を決定することを基本方針としております。

当社は、定款の定めにより、会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定めることとしております。また、剰余金の配当については、毎年1月31日を基準日とする期末配当及び毎年7月31日を基準日とする中間配当のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めており、配当金の決定機関は取締役会であります。

なお、当期につきましては、株主に対する利益還元と同時に競争力の確保を重要な経営課題のひとつと位置づけ、経営基盤の強化及び今後の事業拡大に備えるために適正な内部留保の蓄積を優先とさせていただき、無配といたしました。株主の皆様には、何卒事情をご理解

のうえ、ご承知賜りますようお願い申し上げます。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年1月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,350,233	流動負債	206,896
現金及び預金	831,508	1年内返済予定の長期借入金	102,952
売掛金	4,223	未払金	25,489
商品	2,022	未払費用	2,149
販売用不動産	454,437	未払法人税等	56,717
前渡金	14,806	前受金	1,531
前払費用	33,443	預り金	7,775
その他	9,791	賞与引当金	1,613
貸倒引当金	△0	その他	8,666
固定資産	469,499	固定負債	694,381
有形固定資産	182,395	長期借入金	613,011
建物	20,341	退職給付引当金	7,500
機械及び装置	117,410	資産除去債務	59,370
工具、器具及び備品	13,482	繰延税金負債	14,500
土地	28,818	負債合計	901,277
その他	2,342	(純資産の部)	
無形固定資産	12,108	株主資本	934,393
ソフトウェア	9,665	資本金	260,928
その他	2,443	資本剰余金	208,368
投資その他の資産	274,995	資本準備金	208,368
投資有価証券	30,800	利益剰余金	465,096
長期前払費用	7,882	その他利益剰余金	465,096
敷金及び保証金	228,312	繰越利益剰余金	465,096
その他	8,000	評価・換算差額等	△15,937
		その他有価証券評価差額金	△15,937
		純資産合計	918,455
資産合計	1,819,733	負債純資産合計	1,819,733

損益計算書

(2022年2月1日から
2023年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		3,065,728
売上原価		2,563,668
売上総利益		502,060
販売費及び一般管理費		348,820
営業利益		153,239
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	156	
太陽光売電収入	28,812	
その他	2,199	31,168
営業外費用		
支払利息	4,966	
太陽光売電原価	23,478	
上場関連費用	6,882	
その他	202	35,529
経常利益		148,879
税引前当期純利益		148,879
法人税、住民税及び事業税	52,686	
法人税等調整額	△6,730	45,956
当期純利益		102,922

株主資本等変動計算書

(2022年2月1日から
2023年1月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	170,000	117,440	117,440	362,174	362,174	649,614
当期変動額						
新株の発行	90,928	90,928	90,928			181,856
当期純利益				102,922	102,922	102,922
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	90,928	90,928	90,928	102,922	102,922	284,779
当期末残高	260,928	208,368	208,368	465,096	465,096	934,393

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	—	—	649,614
当期変動額			
新株の発行			181,856
当期純利益			102,922
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△15,937	△15,937	△15,937
当期変動額合計	△15,937	△15,937	268,841
当期末残高	△15,937	△15,937	918,455

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの………時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品………移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

販 売 用 不 動 産………個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

なお、賃貸中の販売用不動産については固定資産に準じて減価償却を行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有 形 固 定 資 産………定率法を採用しております。

ただし、建物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物……… 13～23年

機 械 及 び 装 置……… 17年

工 具、 器 具 及 び 備 品……… 2～15年

(2) 無 形 固 定 資 産………定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (3) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づき期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社では、収益不動産の賃貸をおこなう不動産賃貸業務、保有物件の建替及び都心部の好立地において開発をおこなう不動産開発・建替業務等をおこなっております。不動産の取得、建替及び開発によって賃貸ポートフォリオを拡充し、不動産賃貸収入を増強すると共に、販売用として保有する収益不動産については、外部顧客に販売する事で不動産売却収入を得ております。収入の種類別の主な履行義務の内容等は以下のとおりであります。

(1) 管理事業収入

管理事業は、不動産所有者との管理委託契約又は業務委託契約に基づき、プロパティマネジメント業務及びその他の管理サービスを提供しております。

管理業務を受託した賃貸物件の管理手数料収入は履行義務が一定の期間にわたり充足されるため、契約期間にわたり収入を認識しておりますが、その他の不動産管理業務にかかる履行義務はそれぞれのサービスが提供される一時点で充足されるものであり、サービスの提供が完了した時点において収益を計上しております。不動産賃貸収入については、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）等に従い収益を認識しております。

(2) 不動産売却収入

不動産売却収入については、顧客に不動産を引渡す義務を負っており、引渡しの時点で収益を認識しております。

なお、顧客との契約に係る対価は、履行義務の充足時点から、通常1年以内に支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。また、金利スワップの特例処理の要件を満たす場合は特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	……………金利スワップ取引等
ヘッジ対象	……………変動金利の借入金

(3) ヘッジ方針

内部規程である「デリバティブ取引に関するリスク管理方針」に従い、金利変動リスクをヘッジするために金利スワップ取引等を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

一定期間内における金利スワップ適用後の実質金利の変動幅が一定範囲内で固定化されていることを判断基準としております。

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

支払利息の原価への算入 ……………事業規模がおおむね2億円以上で、かつ、開発期間が10カ月を超える不動産開発事業に係る支払利息は、原価に算入することとしております。

【会計方針の変更に関する注記】

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、当該会計方針の変更が当事業年度の損益及び繰越利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

なお、計算書類に与える影響はありません。

【表示方法の変更に関する注記】

(損益計算書関係)

前事業年度において「営業外費用」の「その他」に含めて表示していた「上場関連費用」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。なお、前事業年度の「上場関連費用」は、2,220千円であります。

【会計上の見積りに関する注記】

繰延税金資産の回収可能性

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金負債	14,500千円
※繰延税金負債と相殺した繰延税金資産	98,736千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は将来の利益計画に基づき課税所得を見積り、回収可能性が高い将来減算一時差異について繰延税金資産を認識しております。当該見積りは、新型コロナウイルス感染症が当社の経営成績等に重要な影響を与えないとの仮定のもとに、将来獲得し得る課税所得の時期及びその金額を見積り算定しております。そのため、課税所得が生じる時期及び金額は、将来の事象の仮定又は予測に変化が生じ、将来の課税所得に悪影響を及ぼすことが見込まれることとなった場合、繰延税金資産の減額が生じることとなり税金費用が計上される可能性があります。

【追加情報】

(新型コロナウイルス感染症の影響による会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の広がりや当社の事業活動に限定的な影響を及ぼしておりますが、社会ではWithコロナに向けた新たな段階へ移行しており、今後の感染状況の大幅な変化はないと想定しております。

このため、当社では様々な経営状況も勘案し、会計上の見積りへの影響を検討した結果、新型コロナウイルス感染症は当社業績に重要な影響を与えないものと判断して会計上の見積りを行っております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額	550,185千円
2. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
(1)担保に供している資産	
機 械 及 び 装 置	70,117千円
土 地	120,000千円
計	190,117千円
(2)担保に係る債務	
1年内返済予定の長期借入金	16,132千円
長 期 借 入 金	267,477千円
計	283,609千円
3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務	
短 期 金 銭 債 権	258千円
短 期 金 銭 債 務	1,139千円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

営 業 取 引 (収 入 分)	20,538千円
営 業 取 引 (支 出 分)	73,529千円
営業取引以外の取引 (支出分)	3,452千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数	
普通株式	1,845,500株

2. 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
- | | |
|------|---------|
| 普通株式 | 92,000株 |
|------|---------|

【リースにより使用する固定資産に関する注記】

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	192,642千円
1年超	2,582,587千円
合計	2,775,229千円

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却超過額	85,690千円
その他有価証券評価差額金	6,892千円
資産除去債務	17,673千円
退職給付引当金	2,264千円
未払事業税	3,085千円
その他	804千円
繰延税金資産小計	116,410千円
評価性引当額	△17,673千円
繰延税金資産合計	98,736千円

繰延税金負債

特別償却準備金認定損	112,270千円
その他	966千円
繰延税金負債合計	113,236千円
繰延税金負債純額	14,500千円

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産に限定し、主に銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。(金利キャップなどの軽微なデリバティブは除く。)

借入金は、主としてトランクルーム新築用などの販売用不動産開発を行うためのプロジェクトに照らし、必要な資金を調達（主に銀行借入）しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金及び預り金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。借入金は主としてトランクルーム新築用などの販売用不動産開発を行うために必要な資金の調達を目的としたものであります。営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されております。また借入金の一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権及び売掛金については、各担当部署が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日管理及び残高を管理し、入金遅延があった場合には各担当部署が取引相手に連絡等することにより回収のリスクや貸倒リスクを軽減しております。

② 市場リスク（株式や為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券の変動リスク及び借入金の金利変動リスクについては、定期的に市場金利の状況を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

管理部が適時に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年1月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

また、現金は省略しており、預金、売掛金、未払金、未払費用、預り金、未払法人税等については、いずれも短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (※)	時価 (※)	差額
(1) 投資有価証券	30,800	30,800	—
(2) 敷金及び保証金	228,312	227,292	△1,019
(3) 長期借入金	(715,963)	(685,205)	30,757

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1)現金及び預金	831,501	—	—	—
(2)売掛金	4,223	—	—	—
(3)敷金及び保証金	—	—	—	228,312
	835,724	—	—	228,312

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	102,952	95,834	96,364	89,716	79,268	251,829

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプ

ットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で貸借対照表計上とする金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	30,800	—	—	30,800
	30,800	—	—	30,800

(2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	227,292	—	227,292
資産計	—	227,292	—	227,292
長期借入金	—	685,205	—	685,205
負債計	—	685,205	—	685,205

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金

これらの時価について、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。また、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的と見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、長期借入金に係る貸借対照表計上額及び時価については、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

【関連当事者との取引に関する注記】

法人主要株主等

(単位：千円)

種 類	会社等の 名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
その他の 関係会社	株式会社 デベロップ	被所有 直接48.58%	トランクルーム管理 受託・建築用コンテ ナモジュール購入・ コンサルフィー売上 建設工事委託 太陽光発電管理委託	不動産管理、事務手 数料等、コンサルフ ィー売上(注1)	20,538	売掛金	258
				トランクルーム地 代・電気・経費	293	未払金	1,139
				業務委託費 (注3)	4,251		
				販売用不動産原価 (注2)	68,984		
				太陽光発電管理委 託・修理交換費 (注1)	3,452		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉のうえで決定しております。

(注2) 販売用不動産原価については、株式会社デベロップ社以外からも見積りを入手し、市場の実勢価格を勘案して発注先及び価格を決定しております。

(注3) 業務委託費の支払については、株式会社デベロップ社と每期交渉のうえ、決定しております。

【収益認識に関する注記】

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	トランクルーム事業セグメント		
	運営管理事業関連	開発分譲事業関連	計
顧客との契約から生じる収益	55,528	2,421,048	2,476,576
その他の収益(注)	589,152	—	589,152
外部顧客への売上高	644,680	2,421,048	3,065,728

(注) その他の収益は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく賃貸収入であります。

2. 顧客との取引から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「【重要な会計方針に係る事項に関する注記】 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

- (1) 契約資産及び契約負債の残高等
該当事項はありません。
- (2) 残存履行義務に配分した取引価格
該当事項はありません。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	497円67銭
1株当たり当期純利益	58円20銭

独立監査人の監査報告書

2023年3月22日

株式会社ストレージ王
取締役会 御中

有限責任大有監査法人
東京都千代田区

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新井 努

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 本間 純子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ストレージ王の2022年2月1日から2023年1月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年2月1日から2023年1月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- ⑤ 事業報告に記載されているその他の関係会社との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任大有監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

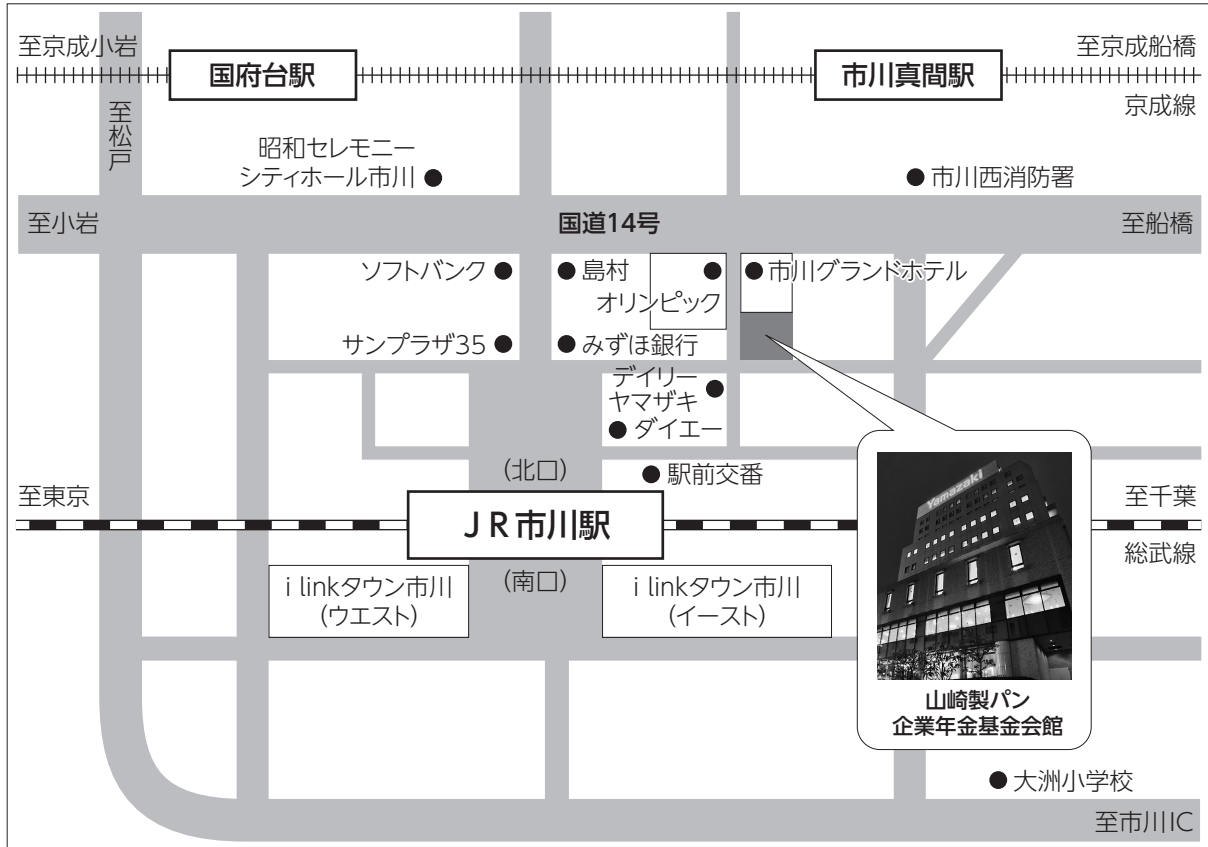
2023年3月22日

株式会社ストレージ王	監査役会
常勤監査役	鈴木恒雄 ㊟
社外監査役	井上真一郎 ㊟
社外監査役	田中公子 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図

住所：千葉県市川市市川一丁目3番14号
山崎製パン企業年金基金会館 3階
電話番号：047-321-3600



●交通のご案内

電車

JR総武線、市川駅北口下車（東京駅から約19分）徒歩2分。
京成電鉄、市川真間駅下車（京成上野駅から約30分）徒歩5分
東京国際空港（羽田）、新東京国際空港（成田）いずれからも約1時間
車

京葉道路、市川インターから約10分